

標準市議会会議規則の一部改正関係（5月22日更新）

【分類】

 字句の整理に係る改正

 オンライン化・デジタル化の対象となる手続きに係る改正（オンライン委員会関係は除く）

 オンライン委員会に係る改正

 その他の改正

※**網掛け**部分は、今回の改正とは関係のない箇所だが、標準と異なっている字句

※標準市議会会議規則の改正箇所のうち、船橋市議会会議規則において対応済のものについては、下線部分に着色をしていないか、または掲載を省略している

※大書きの「つ」の使用及び小見出しの「()」の引用は、対応済として扱っている

標準市議会会議規則一部改正 新	標準市議会会議規則一部改正 旧	船橋市議会会議規則 現
第一章 会議	第一章 会議	第1章 会議
第一節 総則	第一節 総則	第1節 総則
(宿所又は連絡所の届出)	(宿所又は連絡所の届出)	(宿所又は連絡所の届出)
第三条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、 また 同様とする。	第三条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。	第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。
(会期中の閉会)	(会期中の閉会)	(会期中の閉会)
第七条 会議に付された事件を 全て 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	第七条 会議に付された事件を すべて 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	第7条 会議に付された事件を すべて 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
(会議時間)	(会議時間)	(会議時間)
第九条 (略)	第九条 (略)	第9条 (略)
2 議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議に宣告するこ</u> とにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。	2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間変更することができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。	2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間変更することができる。ただし、出席議員 5 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、 議長は、会議中でない場合で あつて緊急を要するときそ の他の特に必要があると認 めるときは、会議時間を変更 することができる。	(新設)	
4 会議の開始は、号鈴で報ず る。	3 会議の開始は、号鈴で報ず る。	3 会議の開始は、チャイムで 報ずる。
第二節 議案及び動議 (一事不再議)	第二節 議案及び動議 (一事不再議)	第2節 議案及び動議 (一事不再議)
第十五条 議会で議決された 事件については、同一会期中 は、再び提出することができ ない。	第十五条 議会で議決された 事件については、同一会期中 は再び提出することができ ない。	第15条 議会で議決された 事件については、同一会期中 は再び提出することができ ない。
(事件の撤回又は訂正及び動 議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動 議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動 議の撤回)
第十九条 会議の議題となつ た事件を撤回し、又は訂正し ようとするとき及び会議の 議題となつた動議を撤回し ようとするときは、議会の許 可を得なければならない。た だし、会議の議題となる前に おいては、議長の許可を得な ければならない。	第十九条 会議の議題となつ た事件を撤回し、又は訂正し ようとするとき及び会議の 議題となつた動議を撤回し ようとするときは、議会の承 認を要する。	第19条 会議の議題となつ た事件を撤回し、又は訂正し ようとするとき及び会議の 議題となつた動議を撤回し ようとするときは、議会の承 認を要する。
2 議員が提出した事件及び 動議につき前項の許可を求 めようとするときは、提出者 から請求しなければならな い。	2 議員が提出した事件及び 動議につき前項の承認を求 めようとするときは、提出者 から請求しなければならな い。	2 議員が提出した事件及び 動議につき前項の承認を求 めようとするときは、提出者 から請求しなければならな い。
3 委員会が提出した議案に つき第一項の許可を求めよ うとするときは、委員会の許 可を得て委員長から請求し なければならない。	3 委員会が提出した議案に つき第一項の承認を求めよ うとするときは、委員会の承 認を得て委員長から請求し なければならない。	3 委員会が提出した議案に つき第1項の承認を求めよ うとするときは、委員会の承 認を得て委員長から請求し なければならない。
第四節 選挙 (投票)	第四節 選挙 (投票)	第4節 選挙 (投票)
第二十九条 議員は、議長の指 示に従つて、順次、投票する。	第二十九条 議員は、職員の点 呼に応じて、順次、投票を備	第29条 議員は、職員の点 呼に応じて、順次、投票を備

	え付けの投票箱に投入する。	付けの投票箱に投入する。
(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)
第三十一条 (略)	第三十一条 (略)	第31条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。	3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。	3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。
4 <u>投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に</u> 関し必要な事項は、議長が定める。	(新設)	
第五節 議事	第五節 議事	第5節 議事
(委員会の審査又は調査期限)	(委員会の審査又は調査期限)	(委員会の審査又は調査期限)
第四十四条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。	第四十四条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めるることができる。	第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めるることができる。
2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第三十八条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。	2 前項の期限までに審査を終らなかつたときは、その事件は、第三十八条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。	2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。
(委員会の中間報告)	(委員会の中間報告)	(委員会の中間報告)
第四十五条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。	第四十五条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。	第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。
2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。	2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。	2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。
第七節 発言	第七節 発言	第7節 発言
(発言の許可等)	(発言の許可等)	(発言の許可及び場所)

第五十条 発言は、 <u>全て</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。	第五十条 発言は、 <u>すべて</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。	第50条 発言は、 <u>すべて</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。
2 (略) (発言の通告をしない者の発言)	2 (略) (発言の通告をしない者の発言)	2 (略) (発言の通告をしない者の発言)
第五十二条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>全て</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。	第五十二条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>すべて</u> 発言を終った後でなければ発言を求めることができない。	第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>すべて</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。
2 (略) 3 (略) (発言内容の制限)	2 (略) 3 (略) (発言内容の制限)	2 (略) 3 (略) (発言内容の制限)
第五十五条 発言は、 <u>全て</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。	第五十五条 発言は、 <u>すべて</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。	第55条 発言は、 <u>すべて</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。
2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、 <u>發言を禁止</u> することができる。 3 (略) (答弁書の配布)	2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。 3 (略) (答弁書の配布)	2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。 3 (略) (答弁書の配布)
第六十六条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その <u>写し</u> を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に <u>代える</u> ことができる。	第六十六条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その <u>写</u> を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に <u>かえる</u> ことができる。	第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その <u>写</u> を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に <u>代える</u> ことができる。
第八節 表決 (表決問題の宣告)	第八節 表決 (表決問題の宣告)	第8節 表決 (表決問題の宣告)
第六十七条 議長は、表決を <u>採</u>	第六十七条 議長は、表決を <u>と</u>	第67条 議長は、表決を <u>と</u>

ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。	ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。	ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
(起立による表決)	(起立による表決)	(起立による表決)
第七十条 議長が表決を採るときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第七十条 議長が表決をとるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第70条 議長が表決をとるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
2 議長が起立者の多少を認定したいとき、又は議長の宣言に対して出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならぬ。	2 議長が起立者の多少を認定したいとき、又は議長の宣言に対して出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。	2 議長が起立者の多少を認定したいとき、又は議長の宣言に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。
(投票による表決)	(投票による表決)	(投票による表決)
第七十一条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員○人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。	第七十一条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員○人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。	第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第七十四条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力) 第一項から第三項まで 、第三十二条(選挙結果の報告)第一項及び第三十三条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。	第七十四条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条(選挙結果の報告)第一項及び第三十三条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。	第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。
(簡易表決)	(簡易表決)	(簡易表決)
第七十六条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮	第七十六条 議長は、問題について異議の有無を会議には	第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮

することができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならぬ。	かかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならぬ。	することができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならぬ。
(表決の順序)	(表決の順序)	(表決の順序)
第七十七条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならぬ。	第七十七条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならぬ。	第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならぬ。
2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を探る。ただし、表決の順序について出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。	2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。
3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を探る。	3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。	3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。
第九節 公聴会及び参考人	第九節 公聴会、参考人	第9節 公聴会、参考人
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第七十九条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。	第七十九条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。	第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。
(公述人の決定)	(公述人の決定)	(公述人の決定)
第八十条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下	第八十条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下	第80条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下

「公述人」という。)は、 <u>前条の規定により</u> あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。	「公述人」という。)は、あらかじめ <u>文書で</u> 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。	「公述人」という。)は、あらかじめ <u>文書で</u> 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
第二章 委員会	第二章 委員会	第2章 委員会
第一節 総則	第一節 総則	第1節 総則
(出席委員に関する措置)	(新設)	
<u>第九十四条の二 この章における出席委員には、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。</u>	(新設)	
第二節 審査	第二節 審査	第2節 審査
(動議の撤回)	(動議の撤回)	(動議の撤回)
<u>第百条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、委員長の許可を得なければならない。</u>	<u>第百条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</u>	<u>第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</u>
第四節 発言	第四節 発言	第4節 発言
(発言の許可)	(発言の許可)	(発言の許可)
<u>第百四十二条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</u>	<u>第百四十二条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</u>	<u>第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</u>
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
<u>第百六十五条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えることのないものとする。</u>	<u>第百六十五条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えることのないものとする。</u>	<u>第116条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えることのないものとする。</u>

てはならない。	えてはならない。	えてはならない。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第百十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員といふ。」)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。	第百十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。	第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。
2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。	2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。	2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。
3 前二項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。	(新設)	
4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	(新設)	
(委員長の発言)	(委員長の発言)	(委員長の発言)
第百十八条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。	第百十八条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。	第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。	(新設)	
(発言の取消し又は訂正)	(発言の取消し又は訂正)	(発言の取消し又は訂正)
第百二十四条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。	第百二十四条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。	第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。
(答弁書の配布)	(答弁書の朗読)	(答弁書の朗読)
第百二十五条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。	第百二十五条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。	第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。
第五節 委員長及び副委員長の互選 (選挙規定の準用)	第五節 委員長及び副委員長の互選 (選挙規定の準用)	第5節 委員長及び副委員長の互選 (選挙規定の準用)
第百二十七条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法について第一竜第四節の規定を準用する。	第百二十七条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第一章・第四節の規定を準用する。	第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章・第4節の規定を準用する。
第六節 表決 (表決問題の宣告)	第六節 表決 (表決問題の宣告)	第6節 表決 (表決問題の宣告)
第百二十八条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決	第百二十八条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決	第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決

に付する問題を宣告する。	に付する問題を宣告する。	に付する問題を宣告する。
(不在委員)	(不在委員)	(不在委員)
第百二十九条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u>	第百二十九条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。	第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。
(起立による表決)	(起立による表決)	(挙手による表決)
第百三十一条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第百三十一条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。
(投票による表決)	(投票による表決)	(投票による表決)
第百三十二条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。	第百三十二条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。	第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第百三十五条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))第 一項から第三項まで及び第	第百三十五条 記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))及び第三十二条(選挙結果の報	第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条((投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条((投票))、第30条((投票の終了))、第31条((開票及び投票の効力))及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を

三十二条((選挙結果の報告))第一項の規定を準用する。	告)第一項の規定を準用する。	準用する。
(簡易表決)	(簡易表決)	(簡易表決)
第百三十七条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならぬ。	第百三十七条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならぬ。	第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決をとらなければならぬ。
(表決の順序)	(表決の順序)	(表決の順序)
第百三十八条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	第百三十八条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。	第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。
2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。	2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。	2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。
第三章 請願 (請願書の記載事項等)	第三章 請願 (請願書の記載事項等)	第3章 請願 (請願書の記載事項等)
第百三十九条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。	第百三十九条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。	第139条 請願書には、邦文(点字による邦文を含む。)を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合には、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合には、代表者)が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	(対応する規定なし。法人の場合については第1項に含んでいる)
3 前二項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。	3 前二項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。	2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。	4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。	3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。	5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。	4 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。	(新設)	
(請願の委員会付託)	(請願の委員会付託)	(請願の委員会付託)
第百四十二条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	第百四十二条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めることは、この限りでない。	第141条 議長は、受理した請願を、会議において所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。	2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。	2 委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものと <u>みなし</u> 、それぞれの委員会に付託する。	3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものと <u>みなす</u> 。	3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと <u>みなす</u> 。
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
第百四十二条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。	第百四十二条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。	第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならぬ。	2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならぬ。	2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならぬ。
3 前項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。	(新設)	
4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	(新設)	
(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第百四十四条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。	第百四十四条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。	第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。
(陳情書の処理)	(陳情書の処理)	(陳情書の処理)
第百四十五条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるも	第百四十五条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するも	第145条 議長は、陳情書の内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理

のは、請願書の例により処理するものとする。	のは、請願書の例により処理するものとする。	するものとする。ただし、議長において会議に付する必要がないと認めるものについては、この限りでない。
第四章 辞職及び資格の決定 (資格決定の要求)	第四章 辞職及び資格の決定 (資格決定の要求)	第4章 辞職及び資格の決定 (資格決定の要求)
第一百四十八条 法第百二十七条第一項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	第一百四十八条 法第百二十七条第一項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	第148条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。
(資格決定の審査)	(資格決定の審査)	(資格決定の審査)
第一百四十九条 前条の要求については、議会は、第三十七条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。	第一百四十九条 前条の要求については、議会は、第三十七条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。	第149条 前条の要求については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。
(決定の通知)	(決定書の交付)	(決定書の交付)
第一百五十条 前条の規定による決定の本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。	第一百五十条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについての法第二百二十七条第一項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。	第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。
第五章 規律 (携帯品)	第五章 規律 (携帯品)	第5章 規律 (携帯品)
第一百五十二条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽	第一百五十二条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽	第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽

子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。	子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
(資料等の配布許可)	(資料等印刷物の配布許可)	(資料等印刷物の配布許可)
第百五十七条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならぬ。	第百五十七条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならぬ。	第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならぬ。
(議長の秩序保持権)	(議長の秩序保持権)	(議長の秩序保持権)
第百五十九条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて定める。	第百五十九条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。	第159条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて定める。
第六章 懲罰 (懲罰動議の審査)	第六章 懲罰 (懲罰動議の審査)	第6章 懲罰 (懲罰動議の審査)
第百六十一条 懲罰については、議会は、第三十七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。	第百六十一条 懲罰については、議会は、第三十七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。	第161条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。
(代理弁明)	(新設)	
第百六十一条の二 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させる	(新設)	

ことができる。		
第七章 協議又は調整を行うための場	第七章 協議又は調整を行うための場	第7章 協議又は調整を行うための場
(協議等の場の開催方法の特例)	(新設)	
第百六十六条の二 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるとときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。	(新設)	
2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。		
第九章 補則	第九章 補則	第9章 補則
(電子情報処理組織による通知等)	(新設)	
第百六十七条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下の条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかるらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力	(新設)	

<p><u>装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>		
<p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行なうことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p>		
<p><u>3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>		
<p><u>4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条（（日程の作成及び配布））、第六十六条（（答弁書の配布））、第八十六条</u></p>		

<p>((会議録の配布))、第百二十九条((答弁書の配布))、第一百四十条((請願文書表の作成及び配布))第一項及び第一百四十二条((請願の委員会付託))第一項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもののが覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</p>		
<p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第一項又</p>		

<p>は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</p>		
<p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。</p>		
(電磁的記録による作成等)	(新設)	
<p>第一百六十七条の三 この規則の規定（第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))第一項 (第七十四条((選挙規定の準用))において準</p>	(新設)	

<p>用される場合を含む。) を除く。) において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかるわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p>		
<p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p>		